

2007くらしのサポーター通信No.15

2007.8発行

ハイライト:

□今月のテーマ:多重債務者対策についてⅡ

□交流コーナー:消費大学校

:コラム“3回が多いが宗派により異なる焼香の回数”

多重債務者対策についてⅡ

1 具体的解決方法

現在200万人を超えるといわれる多重債務者の多くは、借金の返済に追われて新たな借り入れを繰り返し、なんとか窮状をしのいでいるといわれていますが、借りすぎ防止や年収の3分の1を超える借り入れを禁止する総量規制の導入を柱とした貸金業法等の改正によって、その場しのぎの借り入れも難しくなります。

貸金業者から借りられなくなると、ついにはヤミ金融に手を出してしまうことも考えられます。一度ヤミ金融に手を出すと、債務者はおろか家族の生活まで破壊されてしまいます。

このような事態に陥らないためにも、多重債務に陥った債務者を早期に債務整理に導く必要があります。実際の債務整理については、次の4つの方法があります。

(1)任意整理

～裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解します～

消費者と業者が話し合いにより、利息制限法等に基づいて債務整理を行います。利息の減額や返済方法等の交渉を行いますが、交渉が難しい場合は弁護士に相談しましょう。

こんなときに！

借金総額が比較的少額るとき、引き直し計算で借金の減額が見込まれるとき

○メリットは

当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことができる。

引き直し計算により、借金の額の減額ができる。

受任通知により取り立てが止まる。（全ての手続きに共通）

×デメリットは

当事者間の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない。

事故情報に登録される恐れがある。（全ての手続きに共通）

(2)特定調停

～裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します～

消費者が簡易裁判所に申立てをし、調停委員が間に入って話し合いをします。利息制限法等に基づいて債務整理し、返済計画等を作成して合意を成立させます。

こんなときに！

借金をしている貸金業者の数が少ないとき、「引き直し計算」で借金の減額が見込まれるとき

○メリットは

裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる。

返済計画に強制力があり、給与の差し押さえ等も止められる。

法律専門家を頼まずにできるので、費用が安い。

×デメリットは

借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要がある。

返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる。

(3) 個人再生手続き

～裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します～

民事再生法の一部改正(H13.4施行)により、個人でも民事再生ができるようになりました。一定期間内に債務の一部を返済する計画を立て、裁判所に認可されたうえで返済が完了すれば残りの債務は免除されます。債務が5000万円以下で継続した収入があること等いくつかの要件を満たせば利用でき、住宅等の財産を処分する必要はありません。

こんなときに！

借金をしている貸金業者の数や額が多いとき、相談者が給与等の定期的な収入を得ているとき、住宅ローンがあり、住宅を手放したくないとき

○メリットは

話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理できる。

住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することができる。

給与の差し押さえ等を止められる。

×デメリットは

利用できる者に制限がある。

手続きが相対的に複雑なため費用と時間がかかる。

(4) 自己破産

～裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます～

返済の見通しが全くつかない債務者に、生活再建と再出発の機会を与える最後の手段です。裁判所に破産の申立てをし、審理によって認められれば破産宣告を受けます。免責決定がおりると支払義務はなくなります。ただし、住宅などの財産はすべて処分され、5～7年間は銀行等から借金やクレジットカードの発行が受けられなくなります。また、借金に保証人を立てていた場合、債務者が免責決定されても保証人の責任が免れません。

こんなときに！

返済の見込みがないとき

○メリットは

免責が許可されれば、早期に借金から開放される。

給与の差し押さえ等を止められる。

×デメリットは

最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う。

破産原因によっては免責されない場合がある。

官報に氏名、住所が記載される。

免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある。

2 債務整理の決断

相談窓口や法律専門家は、債務整理のアドバイスを行います。決断をするのは、債務者自身です。

3 債務整理の費用

法律専門家が債務整理を手伝えれば弁護士費用や司法書士費用が発生します。借入先の件数や額によっては、数十万円の費用がかかります。

費用を本人も家族も用意できない場合には、日本司法支援センター（愛称：法テラス）の「民事法律扶助」という弁護士・司法書士費用の立て替え制度があります。立て替え費用については、無利息で毎月の分割払いができます。毎月の返済額も債務者の事情に応じて対応してくれます。

くらしのサポーターの皆さんへ

多重債務に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

消費者大学校開催のご案内

消費者大学校カリキュラムご案内

受講生を引き続き募集中です。カリキュラムの内容を一部ご紹介します。

<講義>

- ・私たちの食生活を見直す 県消費生活審議会会長 藤岡 幹恭 氏
- ・くらしと法律 弁護士 島尾 大次 氏
- ・くらしの情報 消費生活アドバイザー 加渡 いづみ 氏
- ・徳島の経済 徳島文理大学学部長 中村 昌宏 氏
- ・くらしと健康 徳島大学大学開放実践センター 田中 俊夫 氏

<グループ研究>

10人程度のグループでそれぞれ時勢のテーマで研究します。

<受講生以外も聴講できる公開講座>

- ・衣食住を見つめ直そう 環境省近畿地方環境事務所中尾 卓嗣 氏
- ・安全・安心リフォーム 徳島県住宅リフォーム推進協議会建築士

■募集期間 9月10日（月）まで

■お問い合わせ・申込先 NPO法人徳島県消費者協会

電話 088-625-8285

くらしのコラム

3回が多いが宗派により異なる焼香の回数

恥ずかしい話だが、50歳を超えてからのことである。母方の伯父が亡くなり、その時に私に叔父が言った。「身内が間違っているのは見苦しい。門徒（浄土真宗）の焼香は1回だ」

父母はいわゆる出会い夫婦で、墓地とか仏壇はなく宗教的なものには無知でもあり、父方が真言宗で焼香は3回と思い込んでいた。困ったことに親指、人差し指、中指で抹香をつまみ目の高さまで持ち上げるのだが、ここで手を裏返してしまう癖も抜けない。

一般には、仏・法・僧（これを3宝という）を敬う、欲張り・怒り・愚かさ（3毒の心）を鎮める意味で多くの宗派の焼香は3回である。職場の交際で焼香をすることもあったが、その後はいつも最後尾に並んだものだった。

焼香の作法不安で後に付く 環

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

今年の消費者大学校大学院もまたまた台風の影響を受けながらも、この25日に修了いたします。今年の講座は、消費者カア

ップ講座や消費者トラブル講座を充実させました。卒業生には、教えるサポーターとして活躍していただくことを期待しています！

8月31日開催の悪質商法・多重債務対策キャンペーンに参加希望の皆様ありがとうございます。
「ちょうど用事でいけんけん」とご連絡いただいた方々も大変残念ですが、ありがとうございました。当日は、楽しく啓発できたと思います。

今年は、記録的な猛暑となっています。熱中症予防や夏バテ対策を積極的に行ってお元気にお過ごしください。